

「道の駅」みとうの設置及び管理に関する協定書

道路管理者 山口県知事 二井関成（以下「甲」という。）と、美東町長 清水武人（以下「乙」という。）とは、建設省道路局の設定にかかる「道の駅」みとう（以下「道の駅」という。）の設置及び管理について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が一体となって整備した、山口県美祢郡美東町大字大田字近光 5480-1 外地先（別添位置図及び配置図）の「道の駅」について、甲と乙が協力して「道の駅」としてふさわしい良好なサービスを提供し、もって道路利用者の利便性の向上、安全で快適な道路交通環境の形成並びに地域の振興に寄与することを目的とする。

（「道の駅」のサービス）

第2条 甲及び乙は、「道の駅」において、道路の利用者に良好な休憩の場を提供するとともに、道路及び地域に関する情報等を提供する。また、「道の駅」のサービスの提供内容については、質の確保に十分配慮するものとする。

（維持管理）

第3条 甲及び乙は、各々所有する施設を維持するために必要に応じて補修、修繕を行うこととする。また、乙は甲の所有する便所、ゴミ箱等汚損しやすい施設の維持、管理をはじめ、本協定書第2条のサービスの確保のため必要とされる適切な維持管理を行うものとする。

2 道路情報提供端末の通信料及び点検・補修に要する費用は、甲の負担とする。

（「道の駅」の周知）

第4条 甲及び乙は、「道の駅」が広く道路利用者及び地域住民に周知され、所期の目的が達せられるよう努めるものとする。

（疑義の解決等）

第5条 この協定に定めない事項、又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

以上のとおり協定した証として、協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成13年8月9日

甲 山口県
山口県知事 二井 関成



乙 美東町
美東町長 清水 武人

